

第6次国有林野施業実施計画書  
第2次変更計画  
(変更部分のみ)

(埼玉森林計画区)

計画期間  
自 令和5年4月1日  
至 令和10年3月31日

関東森林管理局

## 埼玉森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

既に計画している治山事業実施予定箇所以外において、大規模な山腹崩壊が発生したことから、保安施設（山腹工）を追加するため、「5 治山に関する事項」を変更する。

なお、本変更計画は、令和7年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

#### 5 治山に関する事項

位置 (林班)	市町村	区分	工種	計画量
3～7、10、11、72、73	秩父市	保安林の整備	本数調整伐	94.25ha
3、8、28、 <u>64-1</u> 、67～69	秩父市	保安施設	溪間工	5か所
			山腹工	<u>5か所</u>
合計		保安林の整備		94.25ha
		保安施設		<u>10箇所</u>

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。